

2023年度 安城市姉妹都市交換学生交流事業 派遣学生募集要項

1 目的

安城市が姉妹都市として提携しているアメリカ合衆国カリフォルニア州ハンチントンビーチ市及びオーストラリア連邦ビクトリア州ホブソンズベイ市との間で、国際交流事業の一環として行う姉妹都市交換学生交流事業において、各都市へ派遣する学生を募集します。

本市と姉妹都市が、派遣期間及び受入期間において相互に行うホームステイや交流を通して国際感覚を養うとともに、友好親善交流の推進を目的とします。

2 主催

安城市国際交流協会（以下「協会」という。）

3 募集人数

10名程度	ハンチントンビーチ市	6名程度（他に引率者1名が同行）
	ホブソンズベイ市	4名程度（他に引率者1名が同行）

4 交流日程

(1) ハンチントンビーチ市

派遣期間： 7月 1日（土）～ 7月12日（水）

受入期間： 7月28日（金）～ 8月 7日（月）

(2) ホブソンズベイ市

派遣期間： 6月23日（金）～ 7月 5日（水）

受入期間： 7月29日（土）～ 8月 8日（火）

※日程は変更する場合があります。

5 応募資格（全てを満たすこと。）

(1) 2023年度の時点で中学校2年生から高校3年生までの生徒であること。

※2005年4月2日以後に生まれた人

※中学生の場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校に在籍する人

※高校生の場合は、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）に在籍する人

(2) 心身ともに健康で、本市を代表するにふさわしい節度ある行動ができる人

(3) 英語が好きで、海外の社会・文化への興味関心が強く学習意欲が旺盛であり、かつ、積極的に行動できる人

(4) 本人及び1人以上の保護者が、2023年1月1日現在において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録され、かつ、現に市内に居住していること。

(5) 本人及び保護者の属する世帯が市税を完納していること。

(6) 保護者の承認が得られ、本交流事業後も姉妹都市交流事業に協力することができること。

(7) 受入期間に姉妹都市からの交換学生を、ホストファミリーとして受け入れることができること（受入学生用の個室があることが望ましい。）。

(8) 原則、派遣前研修会（3回程度）、壮行会、派遣後の報告会及び受入期間中の行事に参加することができること。

- (9) 過去に協会主催の姉妹都市交換学生派遣事業に参加していないこと、且つ、他市町村や他市町村の国際交流協会等が主催する姉妹都市交換学生派遣に類する事業に過去に参加又は現在重複して応募していないこと。

6 提出書類

- (1) 参加申込書兼自己紹介書
- (2) 作文（「応募動機」をテーマに800字程度にまとめたもの）
- (3) 保護者等の納税証明書（完納証明書（市税に未納がないことの証明））及び住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）

※提出書類は、一切返却しません。また、個人情報は、本事業に関する目的に限り使用します。

7 提出期限

2023年3月10日（金）午後5時必着（※必ず協会に直接持参してください。）

8 提出先及び問合せ先

- (1) 安城市国際交流協会 安城市桜町18番23号 安城市役所 さくら庁舎内
- (2) 受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 電話番号 0566-71-2260
- (4) E-Mailアドレス kokusai.aia@gmail.com

9 選考

- (1) 一次 書類審査（6提出書類の(2)作文も審査します。）
※一次の選考結果と、二次の日程は、後日通知します。
- (2) 二次 面接審査（4月中旬ごろを予定（英語による面接も行います。））
※最終選考結果は、4月下旬に通知予定です。
※派遣決定後、在籍する学校の在学証明書、参加承諾書を提出していただきます。

10 その他

- (1) 渡航に必要な航空運賃等は、協会が負担します。その他の経費（旅券取得手数料、旅行保険加入費用、個人的費用等）は、個人の負担となります。
- (2) 姉妹都市での宿泊は、全てホームステイとなります。ただし、ホームステイ先の学生が同性にならない場合があります。
- (3) 派遣学生の保護者には、協会に5年以上継続して入会し、協会の事業に参加・協力をしていただきます（年会費3,000円）。
- (4) 帰国後、報告書等を協会に提出していただきます。
- (5) 今後の新型コロナウイルス感染拡大状況やその他の世界情勢により、派遣を延期又は中止する場合があります。
- (6) 2023年6月1日時点で中学生、高校生でなくなった場合、又は、本市を代表するにふさわしい行動や団体行動のルールに従うことができないと協会が判断した場合は、派遣の決定を取り消す場合があります。
- (7) 派遣中における協会や派遣先関係機関の管理・監督の及ばない偶発的な事故、疾病等又は天災、不慮の事故等により生じる被災、疾病、傷害等について、協会や派遣先関係機関は、その責任を負いません。また、派遣学生が派遣事業を継続することができなくなった場合の帰国に要する一切の経費は、自己負担とします。